

第四九〇〇〇七五一号

認定証

静岡県焼津市五ヶ堀之内一八九七番地の四

株式会社タクト

警備業法(昭和四十七年法律第百十七号)

第三条各号に掲げる者のいずれにも
該当せず警備業の要件を備えている
ことを認定する。

令和四年一〇月一四日から

有効期間

令和九年一〇月十三日まで

静岡県公安委員会

